

第1部 男女共同参画の推進に関する施策の推進状況

1 平成24年度に講じた主な施策の推進状況

(1) 群馬県男女共同参画推進委員会

群馬県男女共同参画推進条例の規定に基づき、基本計画その他の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するために委員会が設置されています。委員の内訳は、学識経験者4名、各分野代表9名、公募2名の計15名です。

平成24年度における委員会開催状況

- 開催日：平成24年10月30日
- 審議事項：
 - ・男女共同参画の推進状況について
 - ・女性相談センター移転及びとらいあんぐるん相談室設置について
 - ・第3次群馬県男女共同参画基本計画の実施状況について
 - ・婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(2) 男女共同参画フェスティバル

男女共同参画社会への理解を深めるために、「男女共同参画週間」にちなんで、群馬県女性団体連絡協議会と共催し、「男女共同参画フェスティバル」を開催しました。

- ・期 日：平成24年6月9日（土）
- ・会 場：ぐんま男女共同参画センター
- ・テーマ：「輝こう 群馬の女と男」
～ひろげよう 愛の輪を！～
- ・内 容：展示、啓発グッズ配布、バザー、お茶席



シンポジウム

シンポジウム「3.11を経て、これから群馬は？」

第1部 「震災・原発事故と女性：福島からの報告」

シンポジスト：（社）郡山医師会 郡山市医療介護病院看護部長 宗形初枝氏
（有）グリーンタフ工業代表 鈴木二三子氏

コーディネーター：宇都宮文星短期大学教授・教務部長 山口哲子氏

第2部 「群馬の防災・減災の現状と、これから何をなすべきか」

シンポジスト：前群馬県生活文化部長 小此木久美子氏
災害ボランティアネットワーク桐生代表 松井隆氏
宇都宮文星短期大学教授・教務部長 山口哲子氏

コーディネーター：群馬県女性団体連絡協議会副会長 野上佳世子氏

・参加者：250名

男女共同参画週間とは

男女共同参画社会基本法の施行（平成11年6月23日）を記念して、毎年6月23日から29日までの期間を「男女共同参画週間」と定め、法律の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため国、地方公共団体が全国で様々な行事を開催しています。

(3) 男女共同参画推進員の設置

社会人が一日の活動時間の多くを過ごす職場における男女共同参画の推進は、地域や家庭にも大きく影響するため、男女共同参画社会の実現に極めて重要な意味を持ちます。

「群馬県男女共同参画推進条例」に規定された「男女共同参画推進員」は、職場における男女共同参画推進の中心人物となっただけで、平成25年3月31日現在、408の事業所において設置されています。県は情報の提供等により、推進員の取組を支援しています。

(4) 男性の家事育児推進事業

「男女の仕事と生活の調和」を推進することを目的に、事業を実施しました。

- ・家族と一緒に作るうちごはんコンテスト

応募数 11組

応募作品はパネルに加工し、

男女共同参画フェスティバル

などで展示しました。



うちごはんコンテスト応募者と作品

(5) 女性に対する暴力根絶及び被害者支援のための取組

男女共同参画社会実現のための大きな障害である女性に対する暴力を根絶し、被害者を支援するため、平成24年度に実施した主な取組は次のとおりです。

①啓発冊子等の作成・配布

県民の理解を促すため、一般県民向けのDV防止啓発冊子及びDV相談窓口一覧カード作成し、市町村、県有施設等に配布するとともに、若年者からのDV予防を図るために、若者向け啓発冊子を作成し、県内高校及び大学等に配布しました。

②民間団体及び関係機関との連携

- ・民間シェルター支援

シェルターを運営する民間団体に、家賃等の補助を行いました。

交付実績（平成24年度） 2件 600千円

- ・民間団体支援（住民生活に光を注ぐ交付金）

被害者の保護や自立支援を行う民間団体に対し、自立支援のための各種手続き等への同行支援に対し補助を行いました。

交付実績（平成24年度） 2団体 142千円

- ・関係機関との連携

裁判所、法務局、検察庁、県警、女性相談所、民間支援団体、母子生活支援施設、保健福祉事務所弁護士会等で組織する「女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク会議」を開催しました。

③女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力根絶のための啓発活動として、ポスター・リーフレットの掲示・配布や県HP等による広報活動を実施しました。

④高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣

若年期に正しい知識と理解を深めることがDV防止につながることから、高校・大学等にデートD